

令和 7 年度 墨田区生産性向上等支援補助金（工作機器等導入支援）募集要項

1 本事業の目的

区内中小企業の持続的な発展を後押しするため、ものづくりの製造過程において使用する工作機器、測定機器等で、生産性の向上等に資するものを導入する際の経費の一部を補助します。

2 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業者であること。
- (2) 区内に 1 年以上主たる事業所を有すること。
 - ・法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。
 - ・個人事業者は事業所所在地及び事業の実態が区内にあること。
- (3) 特別区民税（法人は法人都民税）を滞納していないこと。

個人事業者のうち区民でないものは、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- (4) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。

3 補助対象経費

- (1) 工作機械、測定機器等の機械及び装置の導入経費（ 1 台分 / 中古・リース可）
- (2) 上記に付帯する工具及び器具の導入経費
- (3) 留意事項
 - ア 上記経費について、国・都・区等が実施する他の制度（補助金）の支援を受けていないこと。
 - イ 中古の場合は、中古品販売事業者から購入し、売買契約書の写しを提出できるものに限りませす。
 - ウ リースは、交付決定日以降から実績報告書提出時点までに支払った料金を導入経費とします。
 - エ 1 年以上常時使用している区内事業所等に設置する機械等が補助金の対象になります。
 - オ (2) だけの申請はできません。
 - カ 区の予算に達した時点で受付を終了します。

4 補助対象外経費

以下のものは補助の対象になりません。

- (1) 機器等の設置・撤去・処分・運搬に係る経費
- (2) 機器等の設置場所等の施設整備に係る基礎工事、電気工事等の経費
- (3) 車両の購入経費
- (4) パソコン・プリンタなどの汎用性がある事務機器で、目的外の使用となり得るものの購入経費
- (5) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (6) 他の補助金等を一部財源とする機器等の購入経費
- (7) 消費税及び地方消費税
- (8) 各種保険料、消耗品費
- (9) 交付決定日以前に発注、契約、納品、契約金額等の支払い、設置工事に着手しているもの
- (10) 令和8年3月19日(木)までに実績報告書の提出が見込めないもの

5 補助金額

補助対象経費の2/3 上限400万円(千円未満切り捨て)

6 申請方法

すみだビジネスサポートセンターへ事前相談後、以下の必要書類を、補助対象機械の購入等をする前に提出してください。

- (1) 受付期間

令和7年4月1日(火)から令和7年12月26日(金)まで(必着)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

- (2) 提出先

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋1-23-20(墨田区役所14階)

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当

(電話) 03-5608-6183

- (3) 提出方法

すみだビジネスサポートセンターへ事前相談後、窓口へ持参又は郵送

- (4) 必要書類

「7 提出書類」のとおり

- (5) 留意事項

ア 書類の作成にあたっては、指定する様式を必ず使用してください。

イ 提出期間終了後の書類の差替え、追加提出、訂正等は受付できません。

ウ 提出された書類等は返却いたしません。

7 補助金申請 提出書類

| | |
|-------|---|
| 共通 | 墨田区生産性向上等支援補助金交付申請書（第1号様式） |
| | 誓約書（第2号様式） |
| | 墨田区生産性向上等支援補助金 事業計画書（第11号様式） |
| | 見積書（機器導入に要する経費の内訳が具体的に記載してあるもの） |
| | 設置予定の機器の計上、規格等が分かるパンフレット |
| | 建物全体の平面図（設置箇所を明示した物） |
| | 設置工事着手前の現状カラー写真（建物の平面図と照合できるもの） |
| | 委任状（代理申請の場合） |
| | その他区長が必要と認める書類 |
| 法人 | 履歴事項全部証明書の原本 |
| | 直近2期分の確定申告書及び法人事業概況説明書の写し |
| | 直近2期分の決算書の写し |
| | 直近の法人住民税の納税証明書の原本 |
| 個人事業者 | 墨田区で1年以上継続して事業を行っていることがわかる書類（開業届又は営業許可証の写し等） |
| | 令和5年、6年の確定申告書控の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し |
| | 令和6年度の個人住民税納税（非課税）証明書の原本 区外在住の場合は、区内事業所に係る個人住民税納税（非課税）証明書の原本も併せて提出 |

事業計画書では、生産性向上に資する機器導入計画となるよう、下記のいずれかの目標値を設定してください。

- (1) 売上高経常利益率・・・3年後までの目標伸び率 2%以上
- (2) 付加価値額・・・・・・・・3年後までの目標伸び率 6%以上
- (3) 労働生産性・・・・・・・・3年後までの目標伸び率 6%以上

8 補助金の交付決定と事業着工

申請書類を受領後、区で申請内容の審査を行い、補助金を交付することを適当と認める場合、交付決定通知書を発行します。（書類審査には、3～5週間程度かかります。）

交付決定通知書を受け取ってから、機器等の購入手続きをしてください。（通知書を受け取る前に発注、契約、納品、金額の支払い等はしないでください。）

9 事業内容の変更

交付決定後に事業の内容に変更があるときは、事前に、区へお問い合わせください。必要に応じて、変更申請書（第5号様式）をご提出いただきます。

10 実績報告及び補助金の支払い

工事が完了したら、速やかに実績報告書（第7号様式）を提出してください。実績報告書を受領後、区で内容の審査を行い、ご連絡の上、現地で機械等の設置確認をさせていただきます。

その後、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書を送付いたします。併せて交付請求書（第9号様式）と口座振替依頼書を送付いたします。

補助金の支払いは、交付請求書（第9号様式）と口座振替依頼書の提出から1か月程度かかりますのでご注意ください。

実績報告書 提出書類 **【令和8年3月19日までに御提出ください】**

| | |
|----|-------------------------------|
| 共通 | 墨田区生産性向上等支援補助金実績報告書（第7号様式） |
| | 対象経費に係る領収書の写し ¹ |
| | 対象経費に係る領収書の内訳を記載した書面の写し |
| | 売買契約書の写し（中古品の場合） ² |
| | 設置後の完成カラー写真 |

1 提出できない場合、支払内訳が分かる請求書の写しと振込額・振込先が分かる銀行振込控え等の写し

2 中古品で売買契約書を御提出できない場合、補助金の対象から外れる場合があります。

11 注意事項

- (1) **令和5年度・6年度に当補助金の申請を行い、補助金の交付を受けた事業者は申請できませんのでご注意ください。**
- (2) 他の取引との相殺払いによる支払い、手形による支払い、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払いは行わないでください。
- (3) 実績報告後の審査により、補助事業の成果が交付決定の内容又は交付決定に付した条件に適合しないと区が認めるときは、区は適合させるための措置を勧告することができます。

- (4) 交付決定を受けた方が、以下のいずれかに該当する場合、補助金額確定後においても、区は交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
- ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - イ 交付決定事業者から文書で申請の取下げがあったとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はその他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 区が交付決定を取り消した場合において、取消し部分に関して、すでに補助金が支払われているときは、補助金を返還していただきます。
- (6) 補助事業に係る経費について、帳簿等の証拠書類は、事業の完了した年度の終了後5年間保存してください。
- (7) 取得財産等を許可なく補助事業の目的外で使用する事や、譲渡、交換、貸付、取り壊し、債務の担保に供することはできません。また、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求める対象となります。
- (8) 交付申請の審査内容に関する問い合わせについては一切応じかねますので、あらかじめご承知おきください。
- (9) 事前相談先であるすみだビジネスサポートセンターは、補助金の交付を保証する場所ではありませんのでご注意ください。

12 お問い合わせ

【本補助金に関すること】

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋 1-23-20 (墨田区役所 14 階)

電話：03 - 5608 - 6183 (直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

【申請前の事前相談先】

すみだビジネスサポートセンター (事前予約制)

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋 1-23-20 (墨田区役所 1 階)

電話：03 - 5608 - 6360

受付時間：午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

令和7年度 墨田区生産性向上等支援補助金（工作機器等導入支援）手続きの流れ

